

<b>申立手数料</b>	
申立書1通ごとに金4,000円分の収入印紙	
<b>添付書類</b>	
<input type="checkbox"/> 1	判決正本、審判書正本、破産決定正本等法律上形式競売申立てを根拠付ける公文書及び確定証明書 <input type="checkbox"/> (更正決定がされている場合) 更正決定正本とその送達証明書
<input type="checkbox"/> 2	(法人当事者について) 代表者事項証明書
<input type="checkbox"/> 3	(自然人の相手方について) 住民票 <input type="checkbox"/> 3の写し それぞれ1部
<input type="checkbox"/> 4	申立てする不動産の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (建物のみの申立ての場合) 建物が建つ土地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (土地のみの申立ての場合) 土地上に建物があれば、その建物の全部事項証明書
<input type="checkbox"/> 5	不動産の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面
<input type="checkbox"/> 6	不動産登記法14条の地図 及び 建物所在図
<input type="checkbox"/> 7	申立てする建物の建物図面
<input type="checkbox"/> 8	申立てする不動産の固定資産税公課金証明書
<input type="checkbox"/> 9	申立てする不動産の評価額証明書 (申立後に所有権移転代位登記する場合は、移転登記完了後に、不動産の全部事項証明書と一緒に提出する。) (差押登記を囑託する年度の評価額によって、登記登録免許税額が決まるためです。)
<input type="checkbox"/> 10	上記4乃至8の各写し それぞれ2部 (このうち4の写しについて、申立後に所有権移転代位登記する物件は、移転登記完了後にだけ提出する)
<input type="checkbox"/> 11	(特別売却実施に同意する場合) 特別売却の同意書(競売申立書にその旨記載することでもよい)
<input type="checkbox"/> 12	(弁護士以外の者を代理人とする場合) 代理人許可申請書(金500円分の収入印紙貼付)
<b>差押登記登録免許税</b>	
申立てする不動産の評価額総額(評価額証明書より)(1,000円未満切り捨て)に1000分の4を乗じた額(100円未満切り捨て)に相当する収入印紙又は登録免許税領収証書	
<b>民事執行予納金</b> (原則として下記のとおり、申立後に金額をお知らせします。)	
<input type="checkbox"/> (申立不動産1筆の場合)	金41万円、
<input type="checkbox"/> (申立不動産2筆の場合)	金46万円
<input type="checkbox"/> (2筆を超える場合)	1筆増えるごとに金46万円に金3万円ずつ加算する。
<input type="checkbox"/> (マンションの場合)	1占有区分ごとに2筆(敷地と建物)として扱う。
<input type="checkbox"/> (特別代理人選任の申立てをする場合)	上記に金5万円を加算する。
<b>予納郵便切手</b>	
<input type="checkbox"/> 84円分	
〒030-8522 青森市長島一丁目3番26号 青森地方裁判所第2民事部不動産競売係 電話017-722-5624(係直通) FAX017-734-4740	

※当事者が多数になる場合、予納金の額については増額されることがあります。

※予納金の電子納付利用の登録がある方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。